



【主な内容】

///ふるさとの環境自慢 ///

福井市五太子町「五太子の滝」

///この人///

地球を救うという気持ちを持って、身近な環境保全活動の1つひとつに取り組むことが大切である。

佐野幸子さん

///生活排水を考える///

表紙写真/武生市味真野
(撮影/鈴木 健蔵)

●ふるさとの環境自慢

虹がかかる滝 「五太子の滝」 福井市五太子町

福井市内から車で西に20kmぐらい進むと、応神天皇の末裔が住んだといわれている五太子町に着く。そして、車の窓を開けながら集落を西に通り過ぎると、向かって右手から滝の音が聞こえて来る。そこで車を止め、階段を降りると「五太子の滝」が現れてくる。(五太子の滝に向かう道には、いくつかのルートがあるが、越前海岸からの道路は、工事のため現在は通行止である。)

この滝は、丹生山地の中を流れる一光(いかり)川上流にあり、その落差は20mにおよぶ。その断崖から一気に落ちる清流は、ダイナミックそのもので、『越前地理指南』(※)にも景勝として記されている。落下する水音が鼓を打つ響きに似ていることから、またの名を“鳴滝”ともいう。

初夏になると、溪流沿いの遊歩道では、川のせせらぎにカジカガエルの声が鳴り響き、涼味満点のハイキングコースになるという。

また、周辺には国見岳があり、そこでは公園が整備され、雄大な日本海や福井平野を見渡すことができる。

さらに、この地の自然景観を守るため、地域住民が懸命な美化活動を行っており、訪れる人々にマナーを守るように呼び掛けている。

※『越前地理指南』

貞享2年(1685年)、江戸幕府の命により、越前国絵図を作成するための大量の調査書が集められた。これを郡別ごとに神社・城跡その他、池・森に至るまで克明に記載集録したもの。



●この人

地球を救うという気持ちを持って、身近な環境保全活動の1つに取り組むことが大切である。

福井県生活学校連絡協議会会長佐野幸子さん

経歴

昭和18年福井師範学校卒業。以後30年教員生活をおくる。退職後、鯖江市社会教育指導員を経て、昭和57年より5年間福井県生活学校連絡協議会会長を務める。同会推進委員を経て、昨年、再度、現職に復帰

◆生活学校は、どのような目的でできたのでしょうか？

「あすの地域社会を築くこと」を目的に設立されました。毎年、その時々で問題になっていることをテーマとして決めまして、地域社会を築くために何をなすべきかを事前学習、学習、事後活動を通して考えていきます。このように、1つのテーマについて長い時間をかけ、広い視野で明日の福井県を考えていくことが、当学校の特徴であると思います。例えば、ある食品について、安全性などの学習を行い、改善してもらいたいことについて、行政、業者、消費者との対話集会などを通して訴えています。

◆佐野さんが、生活学校の運動に参加したきっかけは何ですか？

私は、この生活学校に参加する前、30年間、学校の教員を勤めておりました。最初の10年間は、普通教育に携わっていましたが、後半の20年間は、特殊教育に携わりました。その特殊教育で気付いたことは、そこに来る多くの子供の体が弱かったことです。そこで、何とか健康で元気になってほしいとの思いを強く抱くようになり、子供たちの健康には食べ物が大切だということを知りました。退職後、社会教育や婦人活動に参加するようになり、生活学校のことを知ったわけです。その活動の中では、食品についての学習を行っていましたので、21世紀を担う子供たちに安全な食物を食べさせたいとの思いから参加したのが始まりです。

◆生活学校は、長く食物を中心に学習してきていますが、なぜ発泡スチロールトレイ、ペットボトルなどの問題に取り組むようになったのですか？

農業や輸入食品など食物に関するさまざまなことについて、学習を行ってきました。その中で、近年、食品包装物として発泡スチロールトレイ、ペットボトルなどのプラスチック製のものが、大量に使用されていることがわかりました。そこで、このような包装物の安全性について、学習をはじめたのがきっかけです。その結果、安全性についても少々疑問がありますが、むしろプラスチックを安易に燃やすことの方に、有害な物質を出すなどの問題があると思いました。また、このようなプラスチックがうまく回収できれば、有効に使うことができると感じました。そこで、まず最初に発泡スチロールトレイのリサイクル活動に、各生活学校が一丸となって取り組みはじめ、現在ではペットボトルの回収に取り組んでいます。

◆現在、どのようにペットボトルの回収に取り組んでいますか？

本年度は、7回にわたって生活学校のメンバーが、(株)ユースなどの量販店の協力を得て、買物客にペットボトル回収キャンペーンへの協力を呼び掛けま

した。その結果、1万本以上のペットボトルが回収できました。回収したペットボトルは、キャップやラベルを剥がし洗浄した後、福井で唯一ペットボトルのリサイクル設備を持つ(株)大島産業に引き取ってもらっております。

また、平成9年から容器包装リサイクル法に基づき、ペットボトルの回収が本格的に始まるわけですが、

1.回収しやすいように容器の材質を単一化するように要望する。

1.手軽にできる回収ルートの確立を図る。

1.有効な再生資源になるよう回収時には、洗浄・異物除去などを行うことを 消費者に呼び掛ける。などの運動を展開していきたいと考えています。

◆最後に、発泡スチロールトレイ、ペットボトルなどのプラスチックの回収を始めた頃の苦労話をお話下さい。

当初、トレイやペットボトルの回収に際して事前に洗浄などを行うことに、消費者の皆さんの理解を得られませんでした。よく安易に、私ぐらい協力しなくても思われがちですが、大げさに言えば、地球を救うという気持ちを持って、身近にできる環境保全活動の1つひとつに取り組むことが大切であると思えます。

さらに、最近では、私たちの取組について、マスコミや廃棄物行政担当の人たちの関心も高く、消費者や量販店の協力が得られるようになってきたことを心強く思っております。

(平成8年3月20日ベル正面駐車場 「ペットボトル回収キャンペーン」会場にて)

●生活排水を考える

福井の水はおいしい

都会の水を飲んでみると、その違いが

よくわかりますよね。

しかし、我々の日常生活が、その豊かで

おいしい水を汚しているとしたら……

そこで考えたい「生活排水」を



鯉のいる川(大蓮寺川:勝山市)

◆名水百選 「名水百選」をご存じですか。

昭和60年に、環境庁が全国から百箇所の名水を選定したものである。福井県では、「お清水(おしょうず、大野市)」、「瓜割の滝(うりわりたき、上中 町)」、「鶉の瀬(うのせ、小浜市)」の3つが選ばれている。県内で3箇所も選ばれていることは、とてもすばらしく誇れることだと思う。

◆「水」への思い

確かに、福井県内の川や海は、全国的にみればきれいな方だと言える。

でも、昭和40年ころまでに、少年・少女時代を過ごした人ならば、「近くの川で泳いだり、水遊びをしたり、魚をとったり」した思い出はあるはず。また、若い人たちは、両親や祖父母からそうした思い出を聞かされたことがあるのではないだろうか。でも、なぜ、川でこうしたことができなくなったのだろうか。

治水のため、川が三面コンクリート張りになっていたりして、水辺に接することができなくなっていることも事実でしょう。また、このことが、川の自浄作用(水中の石などに付着した微生物などの自然の力で水が浄化されること)を失わせていることも指摘されている。

けれども、水質という点からみれば、川へ流れ込む汚れが増えてきていることの方がもっと深刻である。以前なら、その原因は、工場などの排水だと決めつけることもできたであろうが、現状はそうとは言いきれない。いま、中小河川などで、水質汚濁が問題になっているのは、必ずしも大きな工場のあるところとは限らない。

では、何が水質汚濁の原因かと言えば、我々の家庭から出される「生活排水」がその原因の1つとして大きくクローズアップされている。

◆水の大量消費と私たち

私たちの身の回りを見渡せば、洗濯機や水洗トイレなど、生活は便利に快適になってきているが、その背景には、資源・エネルギーの大量消費があり「水」はその代表的なものである。統計によれば、福井県では、平成6年度に県民1人あたり、1日429リットルもの水を使っている。これは、昭和37年に比べて実に2.5倍となっており、急激に「水」の使用量が増加していることがわかる。この原因は、昭和40年頃からの洗濯機や水洗トイレ等の急激な普及と考えられる。

また、ある報告では、1人1日あたりの生活排水量は、3人家族だと、5人家族の場合の130~140%とされており、核家族化の進行が水使用量の増加と水質負荷の増大をもたらしている面も否定できない。

◆「生活排水」問題とは

「生活排水」とは、台所・入浴・洗濯などから排水される「生活雑排水」と水洗トイレなどからの「し尿排水」の総称である。し尿を含んだ水をそのまま流すことは法令で禁じられており、下水道か、浄化槽で浄化した後に流すか、また、くみ取りとするか、必ず何らかの形で浄化処理をしたうえで流すことになっている。

これに対して、生活雑排水には、このような浄化処理が義務付けられていない。つまり、一般家庭から、台所や風呂場の水をそのまま川や海に流しても法律のうえからは構わないことになる。下水道に接続している家庭や合併浄化槽(し尿と生活排水を併せて処理する)を設置している家庭では、一緒に浄化処理されるが、そうでない地域では、大部分の家庭からの生活雑排水が未処理のまま流されている。これらの排水は、やがて河川や湖沼を汚し、最終的には海に流れ込むことになる。

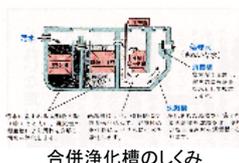
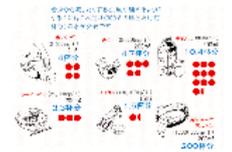
◆生活排水による水質汚濁

生活排水による水の汚れは、個々の家庭でみると大したことではないと思われがちである。

しかし、例えば、1杯のみそ汁を流すと、魚の棲むことができる水質を取り戻すためには、風呂おけ(300リットル)約4.7杯分の水が必要となる。また、使用済み食用油(200ミリリットル)に至っては、約200杯分もの水が必要になる。これらは、ほんの一例であり、炊事・洗濯などすべての生活排水が、河川や湖沼を汚す原因といっても過言ではない。確かに、自然は多少の汚れなら浄化する力をもっているが、その能力を超える汚れが流れ込んだ川や湖が汚濁しているのである。

一例をあげると、都市中小河川の狐川(福井市)や井の口川(敦賀市)では、水質汚濁の指標であるBOD負荷に占める生活排水の割合が60~80%にもなっている。

また、水がよどみ、汚れが蓄積しやすい北潟湖や三方五湖では、BODのみならず、窒素やリンの流入により植物プランクトンが増殖するいわゆる「富栄養化」の進行に伴って、水質が悪化しているが、これにも生活排水がかかわっている。



◆下水道だけに頼らない

生活排水による水質汚濁をなくすための抜本的な対策が、下水道の整備にあることは言うまでもない。しかし、下水道の整備には多くの時間と費用がかかる。また、人口密度などから考えて、必ずしも下水道が最も効率的な水質浄化対策とは限らない地域もある。

そこで、県や市町村では公共下水道の整備に努力する一方、簡単な工事(乗用車1台分の土地の地下を活用。工期1週間)で設置でき、処理能力は下水道並の合併浄化槽の普及に努め、そのための補助制度を設けている。

◆汚した後からの浄化は難しい

県や市町村では、川や湖の底泥(ヘドロ)を浚渫除去するなど、水の汚れを減らすための努力も進めている。

また、県では古川(福井市)などで、河川に礫などを敷きつめて、付着した微生物の力を利用する水質浄化法の取組を試みている。

しかしながら、流れ込んでくる生活排水が改善されないのでは、川や湖がきれいになるはずはない。何とんでも、一人ひとりの水を汚さないという自覚と地道な取組が求められている。

◆汚れた水を出さないために

『生活排水からふくいの水を守ることは、福井県民に住む人の努力だけででき。』と言う人がいる。その意味は、琵琶湖の水を水源としている近畿地方では、その流域の府県が一体となって生活排水対策に取り組まなければ、水質の浄化を達成できないが、福井県ではそこに住む者のみの努力で、水を守ることができるということである。また、福井の水を汚しているのは、福井県に住む我々自身であるということでもある。

では、我々が身の回りからできることには、どんなことがあるのだろうか。

◎台所でできること。

★調理くずや食べ残しを、流し台から流さない。

- ・流し台に水きり袋を設置する。
- ・食器の油汚れは水洗いの前に拭きとる。

★台所洗剤は適量を使う。

- ・お湯だけで十分にきれいになる汚れものも多い。

★使用した食用油や米のとぎ汁を流さない。

- ・使い終わった食用油は、炒めものに使うなど最後まで利用する。
- ・米のとぎ汁は、花木の散水に。

◎洗濯、風呂場でできること。

★洗剤やシャンプーを使いすぎない。

★シャワーの流しっぱなしをやめる。

★風呂の残り湯を活用する。

- ・洗濯、掃除、水まきなどに利用。

◎その他の場所のできること。

★水洗トイレでの使用中の流し続けはやめる。

★洗顔・歯磨きのときの水の流し続けはやめる。

確かに面倒なことが多いが、やろうと思えばできるこれからの行動が、日常生活の中で求められている。



河川の浄化対策例(古川:福井市)

◆ふくいの水を守るための活動

県では、県民がふくい環境づくりを進めるために、何を重要と考えているかアンケートを実施した。その結果を見ると、「ごみの減量化」(46.3%)に次いで「水質の保全」(37.1%)が2番目になっている。

こうした県民意識を反映して、県内には「○○○川を守る会」といった環境美化団体が数多く活動している。

例えば、「荒川を守る会」(福井市)や「新堀川を守る会」(大野市)などの団体が活発な環境美化活動を行っているが、近年清掃活動のほかに、生活排水対策を呼び掛ける動きも強くなってきている。「二夜の川を美しくする会」(敦賀市)などでは、河川浄化に一定の成果を上げてきている。

また、このような活動は、湖沼の浄化の面からも進められており、「北潟青壮年会」(芦原町)、「三方五湖浄化推進協議会」(三方町)、「五湖と自然を守る会」(美浜町)などが活発な活動を展開している。

このような団体は、水環境保全のための自主的なものであり、みなさんの身近なところでいろんな活動をしていると思われる。これらの取組に関心を持って、活動への参加や自らできることを実践していくことこそ、いま求められていることではなかろうか。

きれいな荒川を願って 福井市旭青少年育成会と子供達

松岡町の上吉野を源とする「荒川」は、福井市東部の農村や市街地を大きく蛇行して流れ、旭地区などの市街地を通過して足羽川に流れ込んでいますが、平成元年から、この川の全域を対象に水生生物調査による水質の判定を行っている子供達がいます。

この子供達の調査は、平成元年に旭地区の手寄り子供の会活動としてはじまったものですが、5年には地区育成会の事業として組み入れられ、公民館活動とも連携した地区をあげての活動となっています。

子供達は、毎年、夏休みに入ると、事前の勉強会を行ったあと、荒川の下流域から源流までの全8ポイントを、暑い日差しの中を自転車ですりながら調査しています。

この体験を通して子供達は、上流と下流の水質の違いの大きさに驚き、なぜこんなに水が汚れてしまうのか、なぜこんなゴミが上流から流れるのか、コンクリートの川では生き物がかわいそうといった感想や、生き物にとっても自分たちにとっても、いかに川の汚濁を防ぐことが大切なことであるかを痛切に感じているとのことだ。

地区では、今後も引き続き調査を行って、このような子供達の声を文化祭や回覧板で紹介して、環境の保全を住民の方々にアピールして行く予定だそうである。

荒川流域の皆さんも、夏休みに子供達の元気な姿を見つけたら、応援してあげてください。また、そんな子供達のためにもゴミを捨てることのないようお願いいたします。

Q&A

Q 「おいしい水」とは？

A 「おいしい水」は何かというのは、大変難しいテーマである。何も含まれていない水は無味無臭であるため、何らかの成分が含まれ、かつ温度が適当な水ということになる。

ここでは、逆に「まずい水」について説明することにする。水をまずくする要因は、主にカビ臭とカルキ臭であるが、有機物などで汚れた水を飲用に供するためには、殺菌などの効果がある塩素(カルキ)をたくさん注入する必要がある。その結果、水がまずくなってしまう。

Q 「BOD(生物化学的酸素要求量)」とは？

A ヒトが空気中の酸素を吸って生きてるように、川の魚は水に溶け込んでいる酸素によって生命を維持している。

ところが、川の中へ汚濁物質(BOD)が流れ込むと、微生物がこの汚れを分解しようとして、水中のたくさんの酸素を消費してしまう。

従って、BOD値が大きいほど、河川などの汚濁が進んでいることになり、魚などが生息しにくいことを意味する。

●読者の窓

● 若杉先生の消えた「モクゲンジ林」で言っておられる人間の為の便利さ(駐車場しかり、山を切り開いた道路しかり)と引き替えに環境や自然を破壊して、自分の首をしめているというのをあちこちで感じます。それに、気付く早く食い止めてほしいものです。(敦賀市53歳主婦・女)

● 酸性雨の問題が、自分の考えている以上に深刻な事を知り、排煙脱硫装置があるからと安心することなしに、改善工夫を重ねる必要性を切実に感じました。(鯖江市52歳会社員・女)

● 5号の感想を楽しく読ませていただきました。学びとる事が多く、次回のテーマで、平成9年度から実施される「リサイクル法」をもっと知りたいと思う。(織田町60歳団体会長・女)

● 福井県内の自慢の名所旧跡、横根町横根寺は我々の年代になると興味を感じます。(松岡町49歳公務員・男)

● 大切な問題を抱えている。問題が大きすぎて一般に知られていないように思います。私たちは会社を通し、「みんなのかんきょう」を見ていますが、他あまり見たことがない。もっとPRしてほしい。(坂井町55歳会社員・男)

● 県内で古木や由来のある古物等の紹介をお願いしたい。(敦賀市46歳保母・女)

● 「モクゲンジ林」初めて聞く名前ですが、大切な自然が破壊されたことが理解できました。そんなことがまだまだ多くあると思えます。人間は、自然の破壊を止め、保存することもできるということがすばらしいことだと思います。 (坂井町36歳会社員・女)

● 酸性雨は、人類にとって大変な問題だと思っていたが、そのことの認識を強くした。企業は勿論であるが、1人ひとりができる事を必ず実行する事が大切であると痛切に感じた。よい環境はみんなのものであり、後世に残すべき財産であろう。 (美山町70歳農業・女)

● 横根の大杉、こんな木があるなんてすごい、最初からおみやさんのとりにっているんですね。大切にしてください。 (小浜市12歳学生・女)

福井県公害防止条例全部改正される！

近年の科学技術の発達に伴い、多くの産業分野において化学物質の使用や排出が増大し、本県においても有害物質による地下汚染が確認されるなど、有害化学物質による環境汚染を防止することが緊急の課題となっている。

また、都市化の進展やライフスタイルの変化に伴って、生活排水による水質汚濁などの都市・生活型公害が問題となるなど、環境問題は大きく様変わりしてきている。

こうした今日の環境の変化に適切に対応するため、県では昭和46年に制定した公害防止条例を全部改正し、去る3月21日に公布した。

この改正では、これまでの「指定工場制」を廃止し、汚染物質の排出量の多い大規模工場を「特定工場」とする新たな枠組みを設け、引き続き規制を行うとともに、有害物質を使用する施設や廃棄物焼却炉、炭化水素類の排出施設などに着目して、これらを「特定施設」として新たに規制するなど、規制対象施設を拡大することとしている。

また、これまでの条例では、「野焼き」については規制をしていなかったが、住民苦情の実態や廃棄物の適正処理の観点から、ゴムや廃油などを屋外で燃焼することを制限している。さらに、昨年3月に制定された福井県環境基本条例では、「日常生活および通常の事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。」ことが規定されているが、これを踏まえ自動車の合理的な使用や生活排水の適正な処理、近隣静穏の保持など、大気汚染、騒音、振動、悪臭の発生防止に関する具体的な配慮事項を、公害防止条例の中に規定した。

県では、本改正条例の来年3月施行を目指して、現在、具体的な規制対象施設や規制基準などを定める規制の制定に向け作業を進めている。